

令和5年度中央市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度中央市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322,201千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,083,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金
13 使 用 料 及 び 手 数 料	2 手 数 料
14 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金
15 県 支 出 金	1 県 負 担 金 2 県 補 助 金 3 委 託 金
18 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金
19 繰 越 金	1 繰 越 金
20 諸 収 入	3 雑 入
21 市 債	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
94,307	486	94,793
94,307	486	94,793
64,891	1,335	66,226
19,773	1,335	21,108
2,080,710	46,146	2,126,856
1,473,014	34,507	1,507,521
601,341	11,639	612,980
1,390,483	20,667	1,411,150
555,965	17,595	573,560
740,521	3,071	743,592
93,997	1	93,998
1,406,585	△1,229,776	176,809
1,385,515	△1,229,776	155,739
100,000	1,469,129	1,569,129
100,000	1,469,129	1,569,129
603,314	814	604,128
601,335	814	602,149
1,140,000	13,400	1,153,400
1,140,000	13,400	1,153,400
15,761,128	322,201	16,083,329

歳 出

款	項
1 議 会 費	
	1 議 会 費
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	2 企 画 費
	3 徴 税 費
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
	6 防 災 費
	7 統 計 調 査 費
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
	3 生 活 保 護 費
	5 福 祉 施 設 費
4 衛 生 費	
	1 保 健 衛 生 費
6 農 林 水 産 業 費	
	1 農 業 費
7 商 工 費	
	1 商 工 費
8 土 木 費	
	1 土 木 管 理 費
	2 道 路 橋 梁 費
	4 都 市 計 画 費
	5 住 宅 費
9 消 防 費	
	1 消 防 費
10 教 育 費	
	1 教 育 総 務 費
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	4 社 会 教 育 費
	5 保 健 体 育 費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
151,032	594	151,626
151,032	594	151,626
1,707,958	25,318	1,733,276
1,169,853	14,814	1,184,667
137,463	890	138,353
176,773	1,930	178,703
126,513	2,118	128,631
84,271	5,563	89,834
2,973	3	2,976
5,229,372	174,543	5,403,915
2,380,488	101,258	2,481,746
2,430,893	69,403	2,500,296
351,486	1,190	352,676
66,500	2,692	69,192
1,141,199	2,532	1,143,731
690,183	2,532	692,715
1,050,082	16,867	1,066,949
1,042,721	16,867	1,059,588
904,291	29,155	933,446
904,291	29,155	933,446
1,025,795	14,151	1,039,946
29,902	100	30,002
322,612	5,695	328,307
616,077	2,847	618,924
24,564	5,509	30,073
534,154	10,471	544,625
534,154	10,471	544,625
2,358,334	48,570	2,406,904
138,040	1,113	139,153
1,408,126	24,059	1,432,185
155,673	12,334	168,007
225,962	3,070	229,032
430,533	7,994	438,527

款	項
歲	出 合 計

補正前の額	補正額	計
15,761,128	322,201	16,083,329

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	行政事務電算化推進事業	8,870
3 民生費	2 児童福祉費	保育園施設整備事業	25,593
7 商工費	1 商工費	ふれあい館等管理運営事業	24,975
8 土木費	2 道路橋梁費	一般道路橋梁新設改良事業	8,638
	4 都市計画費	中央市道玉穂中央通り線整備事業	23,111
	5 住宅費	公営住宅除却事業	11,069
10 教育費	3 中学校費	玉穂中学校施設整備事業	7,744
合 計			110,000

2 変更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額 (千円)	金額 (千円)
8 土木費	2 道路橋梁費	市道 3169 号線 歩道整備事業	19,940	43,240
10 教育費	2 小学校費	学校長寿命化等推 進事業 (小学校)	90,303	104,877

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千 円)
中央市広報紙印刷業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	12,524

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
合併特例事業債	541,800	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合に は、その債権 者と協議する。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間及び償 還期間を短縮 し、若しくは、 繰上償還又は 低利に借換え することがで きる。	555,200	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合に は、その債権 者と協議する。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間及び償 還期間を短縮 し、若しくは、 繰上償還又は 低利に借換え することがで きる。

令和5年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,607千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,261,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 国 民 健 康 保 険 税	1 国 民 健 康 保 険 税
6 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
7 繰 越 金	1 繰 越 金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
6 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金
7 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

令和5年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ429,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
35,411	209	35,620
33,206	209	33,415
359,368	21,957	381,325
359,368	21,957	381,325
407,198	22,166	429,364

令和5年度中央市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度中央市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148,845千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,412,108千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 保 險 料	1 介 護 保 險 料
3 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金
4 支 払 基 金 交 付 金	1 支 払 基 金 交 付 金
5 県 支 出 金	1 県 負 担 金 2 県 補 助 金
7 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
8 繰 越 金	1 繰 越 金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
2 保 険 給 付 費	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費 2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費 4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費
3 地 域 支 援 事 業 費	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費 3 包 括 的 支 援 等 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費
4 諸 支 出 金	1 償 還 金
6 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金
歳 出	合 計

令和5年度中央市地域包括支援センター特別会計補正予算（第2号）

令和5年度中央市地域包括支援センター特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,632千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,967	260	10,227
9,967	260	10,227
11,372	260	11,632

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,967	260	10,227
9,967	260	10,227
11,372	260	11,632

議案第76号

令和5年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
53,781	210	53,991
36,658	210	36,868
88,147	210	88,357

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
73,367	210	73,577
73,367	210	73,577
88,147	210	88,357

令和5年度中央市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度中央市簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度中央市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 簡易水道事業費用	196,249千円	3,725千円	199,974千円
第1項 営業費用	169,461千円	3,725千円	173,186千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	17,082千円	2,038千円	19,120千円

令和5年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度中央市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 公共下水道事業収益	805,554千円	178千円	805,732千円
第2項 営業外収益	502,582千円	178千円	502,760千円

（科 目）	支 出		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 公共下水道事業費用	805,554千円	178千円	805,732千円
第1項 営業費用	705,400千円	178千円	705,578千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的収入	712,852千円	1,007千円	713,859千円
第2項 補助金	328,322千円	1,007千円	329,329千円

（科 目）	支 出		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的支出	829,393千円	1,007千円	830,400千円
第1項 建設改良費	281,248千円	1,007千円	282,255千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	29,370千円	1,185千円	30,555千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「408,776千円」を「409,961千円」に改める。

令和5年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度中央市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 農業集落排水事業収益	252,876千円	4,175千円	257,051千円	
第2項 営業外収益	211,876千円	4,175千円	216,051千円	

		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 農業集落排水事業費用	252,876千円	4,175千円	257,051千円	
第1項 営業費用	237,416千円	4,175千円	241,591千円	

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	103,692千円	664千円	104,356千円	
第2項 補助金	71,042千円	664千円	71,706千円	

		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	137,002千円	664千円	137,666千円	
第1項 建設改良費	19,757千円	664千円	20,421千円	

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	12,012千円	146千円	12,158千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「159,090千円」を「163,507千円」に改める。

令和5年度中央市上水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度中央市上水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度中央市上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	272,802千円	287千円	273,089千円
第1項 営業費用	247,650千円	287千円	247,937千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	28,295千円	287千円	28,582千円